

保 発 第 3 6 号  
昭和 46 年 11 月 25 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 省 保 険 局 長

「国保保険者の赤字解消基本計画書および赤字解消計画実施状況報告書について（通知）」

国民健康保険特別会計に累積赤字を有する保険者については、かねてより財政健全化のため指導をわずらわしているところではありますが、累積赤字を有する保険者が固定化する傾向がみられることおよび新たに累積赤字を生じた保険者については可及的すみやかにこれを解消するための措置を講ずる必要があることに鑑み、これらの保険者から都道府県に対し次により赤字解消基本計画書を提出するよう管下保険者に指導をお願いします。

なお、赤字解消基本計画書および赤字解消計画実施状況報告書については、地方厚生（支）局による都道府県との事務打合せ等において必要に応じて、提出を求める場合があるので留意願いたい。

ただし、本通知は、貴都道府県において策定する広域化等支援方針に次の事項が定められている場合は適用しない。

- ① 赤字保険者の赤字解消目標年次及び本通知を参考とした赤字解消に向けた指導方針
- ② ①の達成状況に応じて技術的助言若しくは勧告を行い、又は①の達成に資する取組に対し都道府県調整交付金で支援すること

記

一 赤字解消基本計画書（様式第1）について

- (1) この計画書を作成する保険者は、国民健康保険特別会計（事業勘定）の実質収支が2年継続して赤字の保険者（以下「継続赤字保険者」という。）であること。
- (2) この様式により提出した後は、毎年度赤字解消基本計画書を提出する必

要はないが、赤字解消計画の基本方針を変更する場合および計画期間内に赤字解消が困難と見込まれる場合は、表題を「赤字解消基本計画変更書」として提出すること。この場合、変更することとなった理由を「赤字解消のための基本方針」欄に書き加えること。

- (3) 赤字解消計画は、計画期間内において実質収支に赤字を生じないように、恒常的支出に対応する収入を確保しつつ累積赤字を解消するための計画を策定するものであること。
- (4) 赤字解消計画の期間は、原則として五年以内とすること。
- (5) 保険者から提出があったものについての都道府県から厚生労働省への報告は、九月末日までとすること。

## 二 赤字解消計画実施状況報告書（様式第2）について

- (1) この報告書は、様式第1による赤字解消基本計画書を提出した保険者が、計画期間内の各年度における実施状況および実施予定について報告するものであること。
- (2) 保険者から報告があったものについての都道府県から厚生省への報告は、九月末日までとすること。

## 三 医療費および保険料（税）の算出基礎（様式第3）について

赤字解消基本計画を策定した保険者は、計画実施予定年度における国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算のうち、医療費および保険料（税）の算出基礎を様式第3より作成し、当該予算書とあわせて提出すること。

## 四 赤字解消基本計画書および赤字解消実施状況報告書の取扱いについては、計画期間内の実施状況が明らかとなるよう、保険者ごとにファイルする等により保管すること。

### 〈様式第1〉赤字解消基本計画書記入上の注意

- 一 「①年度別財政状況」欄は、次により記入すること。  
「単年度実質収支額」欄は、実質収支から歳入における「繰越金」および歳出における「前年度繰上充用金」を除いて算出した実質収支であること。
- 二 「②赤字解消計画」欄は、次により記入すること。
  - (1) 「計画年次」欄は、この計画書を提出する年度を第一年次として記入すること。
  - (2) 「年度別赤字解消予定額」欄の「合計」欄と「①年度別財政状況」欄の「実質収支額」欄の「(前年度)」の数値は一致するものであること。
  - (3) 「赤字の原因」欄は、赤字発生初年度の原因と、その後赤字額が増加した場合のその原因を列記すること。
  - (4) 「赤字解消のための基本方針」欄は、赤字解消手段の主要事項を「①保険料率の引き上げ」、「②保険料収納率の向上」等のように簡潔に記入する

こと。

- (5) 「赤字解消のための措置」欄は、「毎年度保険料を5%引き上げる」（この場合の5%とは、医療費自然増に見合う保険料引上げ分以外の赤字解消としての引上げ率であること。）「保険料収納率の向上、○年度現年度分○%向上、○百万円、滞納繰越分○%向上、○百万円」等のように、数字を入れて簡潔に列記すること。

三 「都道府県の意見」欄は、指導経過、赤字解消計画についての評価と意見、今後の指導方針等について、都道府県において記入すること。

四 様式の各欄の金額は、百万円未満の端数金額を四捨五入すること。

#### 〈様式第2〉 赤字解消計画実施状況報告書記入上の注意

一 「①赤字解消額の推移」欄は次によること。

- (1) 「前々年度（平成 年度）」または「前年度（平成 年度）」欄は、「実質収支額◎」の欄のみ記入して他の欄は斜線を引くこと。「当該年度見込（平成 年度）」欄は、当該年度（報告書を提出する日の属する年度をいう。以下同じ。）の実質収支見込により記入すること。

- (2) 「赤字解消額◎」欄は、赤字を全く解消できず前年度の赤字額よりもさらに増加した場合は、その増加額に△印をつけて記入すること。

- (3) 「差引額◎」欄は、赤字解消額が赤字解消予定額をこえた場合は、その超過額を、正数で記入し、赤字解消額が赤字解消予定額に満たなかった場合は、その差額に△印をつけて記入すること。

- (4) 「実質収支額◎」欄は、赤字の場合は、△印をつけて記入すること。

- (5) 「赤字未解消額」欄は、報告書を提出する日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の実質収支赤字額（例えば、22年度に提出する場合は、21年度の実質収支赤字額）を記入すること。

- (6) 「解消計画年度および解消計画額」欄は、前記(5)の赤字未解消額を解消するための、当該年度以降の計画について記入すること。

二 「②赤字解消計画実施（予定）状況」欄は次によること。

- (1) 「赤字解消のための具体的措置と解消予定額」欄の上欄は、前年度の実施計画に関して「①保険料引上げ所得割10%60百万円」、「徴収人員を2名増員して収納率（現年度分）を2%改善し93%にする。20百万円」等のように簡潔に列記すること。下欄は、当該年度の実施計画に関して上記と同様の要領で記入すること。

- (2) 「左の実施状況と解消額」欄は、前記(1)に対応した実施状況と解消額について列記すること。

- (3) 「予定どおり実施できなかった理由および今後の対策」欄は、「解消予定

額」に対し「解消額」が下まわる場合、その理由と今後の対策等を記入すること。

三 「都道府県の意見」欄は、指導経過、今後の対策、見通し等について都道府県が記入すること。

四 「都道府県事務打合せ」欄は、前年度中に実施した都道府県と市町村との事務打合せについて記入すること。前年度中に二回実施した場合は、それぞれの状況について記入すること。

五 「財政に関する助言の概要」欄は、都道府県が行なった事務打合せおよびその他の財政に関する助言を行なった事項についての主要事項を記入すること。

六 様式の各欄の金額は、百万円未満の端数を四捨五入すること。

### 〈様式第3〉 医療費および保険料（税）の算出基礎の記入上の注意

#### 一 医療費（保険者負担額）の算出基礎

(1) 都道府県または市町村独自の方法により医療費の推計を行なっている場合は、それを「都道府県または市町村独自の方法による推計の場合」の欄に記入するとともに、国で示した推計方法にしたがって医療費を積算したものを「国の示した推計による場合」の欄に記入すること。

(2) 国で示した推計方法にしたがって医療費を積算している場合は、「国の示した推計による場合」の欄のみに記入すること。

(3) 記入欄が足りないときは、適宜A4判の用紙に追加すること。

#### 二 保険料（税）の算出基礎

「内訳」別にそれぞれ積算内訳を記入すること。

# 赤字解消基本計画書

(平成〇〇年度から平成〇〇年度まで〇〇ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名	都道府県の意見

① 年度別の 財政状況	年度	(赤字発生年度)		(前3年度)		(前々年度)		(前年度)	
		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
実質収支差引額		百万円		百万円		百万円		百万円	
単年度実質収支差引額		百万円		百万円		百万円		百万円	
② 年度別の 赤字解消 予定額等	計画年次	第1年次 (当年度)	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	合計		
	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
	赤字解消予定額 (単年度実質収支差引額)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
赤字 解消 計画	赤字の原因	赤字解消のための基本方針				赤字解消のための措置			

上記のとおり赤字解消基本計画書を提出します。

年 月 日

保険者名

知事殿 代表者職氏名

印

赤字解消計画実施状況報告書

(第 年次 平成 年度分)

都道府県名	保険者番号	保険者名

① 赤字解消額の推移	項 目	前々年度	前年度	当該年度(見込)	赤字未解消額		都道府県の意見
		(平成 年度)	(平成 年度)	(平成 年度)	平成 年度	百万円	
	赤字解消予定額 ㉑	百万円	百万円	百万円	・ 解消計画年度	百万円	
	赤字解消額 ㉒					百万円	
	差引額 ㉓ ㉒-㉑					百万円	
	実質収支額 ㉔					百万円	
						百万円	

② 赤字解消計画実施(予定)状況	赤字解消のための具体的措置と解消予定額(百万円)		左の実施状況と赤字解消額(百万円)	予定どおり実施できなかった理由及び今後の対策	都道府県事務実施打合せ 年 月 日 年 月 日 財政に関する助言事項の概要
	前( )年度実施状況				
当該( )年度実施予定					

上記のとおり赤字解消計画の実施状況を報告します。

年 月 日

知事 殿

保険者名

代表者職氏名

印

様式第3

医療費及び保険料(税)の算出基礎

都道府県名	保険者番号	保険者名

(1)医療費(保険者負担額)の算出基礎 (平成 年度分医療費)

国の示した推計による場合	都道府県又は市町村独自の方法による推計の場合

様式第3

(2)保険料(税)の算定基礎 (平成 年度保険料(税))

都道府県名	保険者番号	保険者名

内 訳	額(百万円)	算出内訳	
医療費(保険者負担額)に充てるもの ①			
出産育児・葬祭に充てるもの ②			
保健事業に充てるもの ③			
その他 ④			
小計 ⑤			
赤字解消に充てるもの ⑥			
調定総額 ⑤+⑥ ⑦		(%未満四捨五入) ⑥の額(百万円) ( %未満四捨五入)	(平成 年度)(百万円) = %
		⑦の額(百万円) = %	赤字解消予定額
		総医療費(見込)(百万円)	

(記載例)初めて赤字が発生した保険者

様式第2

赤字解消計画実施状況報告書

(第1年次 平成22年度分)

赤字解消計画実施状況報告書				都道府県名	保険者番号	保険者名	
(第1年次 平成22年度分)							
① 赤字解消額の推移	項目	前々年度 (平成20年度)	前年度 (平成21年度)	当該年度(見込) (平成22年度)	赤字未解消額	200百万円	都道府県の意見
	赤字解消予定額 ①	百万円	百万円	80百万円	平成22年度	80百万円	
	赤字解消額 ②			80	平成23年度	30百万円	
	差引額 ③ ②-①			0	平成24年度	30百万円	
	実質収支額 ④	▲266	▲200	▲80	平成25年度	30百万円	
					平成26年度	30百万円	

赤字解消のための具体的措置と解消予定額(百万円)		左の実施状況と赤字解消額(百万円)	予定どおり実施できなかった理由及び今後の対策
前( )年度実施状況			
当該( )年度実施予定	①保険料引き上げ 所得割(10%) 60百万円 ②収納率2%改善 20百万円		

都道府県事務打合せ

年 月 日

年 月 日

財政に関する助言事項の概要

.....

.....

上記のとおり赤字解消計画の実施状況を報告します。

平成22年 9月15日

C県知事

殿

保険者名

D市

代表者職氏名

D市長

印